

前住議員要望項目一覧

令和6年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 伝統的建造物群保存地区選定地の無電柱化について 歴史的な集落・町並みの保存を図るため伝統的建造物群保存地区を選定し、市町村において保存活用計画が策定されているところです。</p> <p>伝統的建造物群保存地区に選定されることで、観光地として注目され、その地域を散策する観光客の増加が期待されますが、電柱があると景観が損なわれるとともに歩行空間が狭まり快適な観光に支障をきたします。</p> <p>電柱を地中化することにより、歴史的な町並みなどの景観の保全・再生、道路の見通しが良くなることによる安心で快適な歩行空間の確保のみならず、台風や地震の際に電柱が倒れたり電線が垂れ下がったりするなどの危険がなくなるなど防災機能の向上も期待されます。</p> <p>については、伝統的建造物群保存地区において、町並みの良好な景観の形成、通行の快適性・安全性の確保、防災機能向上にも有効な無電柱化を推進するよう要望します。</p>	<p>伝統的建築物群保存地区は伝統的建造物群及び周囲の環境が一体をなして形成している歴史的風致を維持・保存していくことを目的としているものであり、無電柱化はその景観維持に資するものとする。</p> <p>無電柱化の推進にあたっては、地域住民及び電線管理者等関係機関との合意形成が必要不可欠であるため、十分に地元・自治体等で調整を行っていただき、事業化の検討を適切に進めていく。</p>
<p>2 災害時の情報共有について (1) 市町村災害本部、国との連携</p> <p>災害発生時に、被災地の市町村災害対策本部に災害情報収集や支援ニーズの把握のためリエゾンが派遣されていますが、災害発生時には、情報が散在するため、必要な情報を迅速かつ的確に把握し必要な支援に繋げていくことが重要です。そのため、災害時にホワイトボードに整理する時系列の災害情報等を行政間で共有するようなシステムが必要だと考えます。</p> <p>については、個人情報に配慮しながら、報道機関や民間とは切り離れた行政間のシステムとともに、県民へ届けるべき情報を集約するシステムをそれぞれ構築し、よりスムーズな情報共有により、迅速な対応へと繋がるような体制整備を要望します。</p>	<p>災害発生時の情報収集、集約・整理、共有、意思決定、対策実施などの作業の迅速化、効率化に向け、新たな総合防災情報システムを導入するための経費を令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・災害対策本部防災DX機能強化事業 139, 137千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 要支援者の個別避難計画における個人情報の取り扱い</p> <p>要支援者の個別避難計画において、災害時に自ら避難することが著しく困難である者で避難支援が必要な対象者について名簿が作成されています。しかしながら、個人情報保護の観点から地域の自治会等への情報提供がなされていない場合があります、災害時に支援が届いていないという状況があります。</p> <p>ついては、要支援者に対して自治会長等への個人情報提供の同意の有無を確認しつつ、関係機関と連携し避難支援が必要な者に適切な支援が届くよう要望します。</p>	<p>本県では、鳥取中部地震等の経験を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進するため、平成 29 年に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例を改正し、市町村が条例に特別の定めを設け、要支援者に関する情報を支援関係者と共有すること等に努めるよう規定している。</p> <p>要支援者に適切な支援が行き届くよう、引き続き、市町村等の関係機関と連携し対応していく。</p> <p>〔参考条文(抜粋)〕 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋） （避難行動要支援者支援体制の整備） 第二十一条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）、児童福祉法に規定する児童委員（以下「児童委員」という。）、消防機関、警察その他の避難行動要支援者の支援に係る関係者（以下「支援関係者」という。）の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をすることができるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。 2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書きに規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。</p>
<p>3 県立高等学校における学生寮等住環境整備について</p> <p>高校魅力化を推進し県内外から生徒を受入れていくためには学生寮等住環境整備が必要です。また、様々な競技団体からの要望においても、個別の高等学校や種目に絞らず、様々な学校に、様々な種目で競技する生徒が生活できる寮を設置するよう求められています。</p> <p>ついては、市町村と連携して各地区において学生寮等の住環境を整備するよう要望します。</p>	<p>県内外から生徒を受け入れるための住環境については、地元自治体や地元企業等の協力を得ながら整備し、コミュニティ・スクールや同窓会が運営するなど、関係機関の協力・連携のもので対応してきており、今後もこの取組の拡大を図るとともに、地元自治体と連携して運営支援する民間寮の入居者が一定数を満たさない場合に支援を行う制度の創設、住環境の整備に係る検討経費等について、令和 6 年度当初予算案で検討している。</p> <p>・つながる ひろがる 高校魅力充実事業 11,122千円 ・地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業 40,828千円</p>